

# 郵政非正規の権利

2013年2月1日

No. 1

日本郵便非正規労働者の権利を守る会

尼崎市東難波町4-18-23 武庫川ユニオン内  
電話 06-6481-2341 Fax 06-6481-4727

## 不当な評価を撤回せよ

### 守る会結成総会に120人超

日本郵便非正規労働者の権利を守る会の結成総会は、1月24日午後7時から尼崎市立労働センターで開催されました。総会には裁判を闘う福本さんを支援しようと、郵政の正規・非正規の労働者が多数参加しました。武庫川ユニオン、県内のユニオンからも駆けつけ、準備会の予想を上回る120人以上が会場を埋めました。

守る会準備会は、長田郵便局で働く福本慶一さん（日本郵便非正規ユニオン委員長）に対する不当な人事評価を許さず、これを撤回し、切り下げられた賃金を回復しよう。そして同じように不当な評価や差別によって怒りや疑問を持ちながら働いている非正規と連帯し、闘いの輪を拓けようと議論を重ねてきました。総会の成功を受け、いよいよ福本裁判がスタートします。勝利のためにみんなで頑張りましょう。

#### 選択肢は「闘う」こと

日本郵便非正規労働者の権利を守る会 結成



酒井 浩二さん

総会では守る会準備会代表の酒井浩二さんがあいさつに立ちました。

「郵政職場は非正規に対する不当なスキル評価だけでなく、自爆営業を強要し、ミスや交通事故があれば人間の誇りを傷つけるような罵声を浴びせる。大幅な赤字が出ても経営陣は責任を取らない。そんな職場を変えるのは『おかしいことはおかしい』と言える労働者を作ることだ。

不当極まる評価によって賃金が下げられた場合の選択肢は3つある。1つは黙って我慢する。2つは見切りをつけて退職する。3つ目はこうも簡単に賃金を下げられたりする事態を許す訳にはいかないと闘いに立ち上がることだ。不当なスキル評価は今に始まったことではないが、一体どれだけ多くの非正規労働者が泣き寝入りを余儀なくされているのか。

福本くんは裁判を闘うにあたり、自分のためだけでなく同じような思いを持った多くの非正規のために闘いたいと決意を語っています。参加者の皆さんが職場の現実を他人ごととせず、福本裁判と向き合い、反撃の一步を踏み出しましょう」と福本さんの決意に応えようと訴えました。

但馬ユニオンから激励のメッセージをいただきましたが紹介を忘れてしまいました。申し訳ありません。



続いて、準備会から非正規労働者の賃金と人事評価の仕組み、管理者の恣意性について報告。福本さんに対する人事評価がいかに不当であるかを以下の6点に整理、守る会結成と運動方針、役員 の提案があり、これを全員の拍手で確認いたしました。

- ❑ 福本さんの遅刻は30分。始業前に連絡しました。基礎評価給は「無届けの遅刻・早退・欠勤」の場合は支給されませんが、福本さんはこれにあたりません。
- ❑ 基礎評価とスキル評価は別々に評価するのが制度の本旨です。遅刻があったからとスキル評価に連動させることは制度に反します。
- ❑ 正社員が遅刻をしても賃金カットだけです。非正規だけには非常に厳しい時給の切り下げがあるのは全く不公平で、差別そのものです。
- ❑ 福本さんのスキルランクは「A-習熟あり」でした。「A-習熟あり」は正社員登用の条件です。不当な評価でこれを閉ざすことは許されない。
- ❑ 基礎評価給と資格給の連動は近畿だけ、郵便事業会社以外の4社では起きていないのです。
- ❑ 基礎評価とスキル評価の連動は、事業会社と郵便局会社の統合以降は連動させないことを決めています。廃止する制度で福本さんの時給を切り下げたのです。



森 弁護士

弁護団の森 博行さんからは「今年4月から有期の労働者に大きな関わりにある法律が施行される。労働契約法第20条だが、期間の定めがあることを理由に労働条件に差異をつけることに合理性がない場合は無効となる。郵便事業の正規10万人、非正規15万人が同じ仕事、同じ責任があるのであれば、片方に重い罰を与えることは違法となる。何が違うかと言うと期間の定めがあるか、ないかの違いだけだ。これは労働者の武器になる」と労働契約法の解説がありました。

## 間もなく提訴 福本裁判、必ず勝ちます

小谷弁護士

小谷弁護士からは福本裁判の訴状について説明がありました。「1回の遅刻で210円の引き下げは、賃下げ率では14%になる。これが非正規だけにあるのは不合理だ。基礎評価給10円切り下げの不当性の証明はわりと単純だと思う。基礎評価とスキル評価の連動の違法性をどう立証するか考えている。

被告に求めるものは損害額だけでなく、福本さんが『A-習熟有り』であることの確認を求めたい」と報告がありました。

# 非正規労働 利を守る







## 非正規への差別を許さない

「日本郵便非正規労働者の権利を守る会にお集まりいただきありがとうございます。」

長田郵便局で働き始めて10年ですが、私以上に長く働いている非正規も多いのです。正規と変わらない仕事と責任を負いながら、賃金や労働時間の切り下げと雇用不安の中で働いてきました。

4年前、会社から一方的に8時間勤務から6時間へと短縮が言い渡された時に、『日本郵便非正規ユニオン』を結成することで、その撤回を勝ち取ることができました。

### 福本さんが決意表明

昨年8月、私の6ヶ月契約の更新の際の人事評価で、時給210円の切り下げが通告されました。私は怒りに震えながら理由を聞きました。すると、日々の仕事に問題はないが、30分の遅刻は時給210円の減給に値するシステムになっているというのです。正社員であればこれほどの賃下げはありません。非正規だからといってこんな差別的なことは許されません。闘いにあたりぜひとも守る会の拡がりに力をお貸してください」と訴えました。



連帯のあいさつを3人の方からいただきましたが、紙面の都合で紹介は2人だけに。

私も派遣労働者として働き悔しい思いをしたことがある。働くものの権利を力で威圧し、蹂躪することを許すことはできない。

福本さんの闘いを重里分会の仲間として連帯して闘います。

武庫川ユニオン・石村

郵便局で働き出して4年です。その時すでに非正規の人がいた。仕事を教えてもらったのも、管理者に怒られた時に慰めてくれたのも、一緒にメシを食ったのも非正規の人だった。仕事も非正規の人のほうができるのに、私のほうが条件がいい。

先輩が『同一労働同一条件』を教えてくれたが現場では実現していない。労組も社会も何もしようとしない。そんな中で声を上げた福本さんを尊敬します。いっしょに頑張りましょう。郵政正規労働者

結成総会で確認した活動方針と役員体制は以下の通りです。運営委員については「若干名」と記していますが、総会で確認した通りで、今後の活動の中心を担います。

### 日本郵便非正規労働者の権利を守る会活動方針

- 1、 日本郵便非正規労働者の権利を守る会は、郵政非正規労働者への不当な処分、賃金引き下げの撤回を実現するため、郵政会社に対する取り組みを進めます。
- 2、 裁判闘争を全面的に支援し、傍聴を含む諸活動に取り組みます。
- 3、 宣伝活動を強化します。
  - ① 「郵政非正規の権利」(仮称)を定期発行し、会の動きを伝えるとともに会員相互の交流を進めます。
  - ② 地域教宣活動を進めます。
- 4、 広く呼びかけ、郵政職場や地域の官民を問わず、起きている様々な情勢について交流会を開催します。
- 5、 職場の権利確立に向けて活動している団体との共同行動を模索します。
- 6、 守る会の活動を進めるために会員を拡大します。

団体会員－50団体、個人会員－300人を目指します。  
会費は、団体会員5000円、個人会員1000円とします。

### 役員体制

活動を進めるために次のように役員を置きます。

会長	酒井 浩二
副会長	小西 純一郎
事務局長	塩浜 勇
事務局次長	原田 賢一
運営委員	郵政から若干名 非正規ユニオンから若干名 武庫川ユニオンから
	飯田 政志
	石村 徳之
会計	赫 千カ子
会計監査	上山 史代

### 連絡先

日本郵便非正規労働者の権利を守る会  
尼崎市東難波町4-18-23  
尼崎市立労働センター 武庫川ユニオン内  
Tel 06-6481-2341 Fax 06-6481-4727



集会の最後は団結ガンバロー

若者がたくさん参加した集会でした。裁判に踏み切った若者の勇気、その勇気に応えて参加した若者たちのエネルギーを感じました。

今のような社会にしてしまったことに私たち年配者は責任を感じています。この闘いに勝利しましょう。応援します。  
(神戸・60代女性)